普通充電器設置支援利用規約

普通充電器設置支援利用規約（以下「本規約」といいます。）は、LEXUS Electrified Program（LEP）利用規約（以下「LEP 利用規約」といいます。）に基づき、トヨタ自動車株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「普通充電器設置支援」（以下「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。

第1条　（本規約の適用及び LEP 利用規約との関係）

1. 本規約は、LEP 利用規約に定める各サービス利用規約の一つであり、本サービスの利用に関して適用されます。本規約に定めのない事項については、LEP 利用規約の定めによります。
2. 本サービスの内容及び利用条件については本規約が定めるものとし、個人情報の取扱い、禁止事項、利用の停止・終了、損害賠償、準拠法及び裁判管轄その他 LEXUS Electrified Program に共通して適用される事項については、LEP 利用規約の定めによります。本規約と LEP 利用規約の適用関係は、LEP 利用規約第 1 条第 3 項によります。

第2条　（対象車種及び対象期間）

本サービスの対象となる車種（以下「対象車種」といいます。）及び対象期間は、レクサス公式サイト内の LEXUS Electrified Program ウェブページに掲載するとおりとします。

第3条　（本サービスの内容）

当社は、対象期間内に対象車種を新車で購入又はリース契約された利用者に対し、次の各号に定めるもの（以下「支援内容」といいます。）を無償で付帯します。なお、設置工事は当社指定会社にお申込みいただきます。

(1) 普通充電器本体１基
(2) デマンドコントローラー（2025 年 12 月 24 日以降に発売した対象車種に限ります。）
(3) 普通充電器設置工事（基本工事部分）

第4条　（基本工事部分の範囲）

1. 前条の無償の対象となる「基本工事部分」とは、壁面の穴あけ加工、及び分電盤から充電器設置位置までが 10 メートル以内となる配線工事をいいます。
2. 基本工事部分を超える追加工事が発生した場合、当該追加工事に係る差額は利用者のご負担となります。

第5条　（利用条件）

本サービスは、次の各号の条件をすべて満たす利用者がご利用いただけます。

(1) レクサス販売店で対象期間内に対象車種を新車で購入又はリース契約していること。
(2) 対象車種を契約した時から納車される前までに、当社指定会社が別途定める専用申込サイトから普通充電器設置工事の申請手続きを行うこと。
(3) 普通充電器設置工事の申込完了日から６か月以内（申込完了日から６か月以内に車両が納車されない場合は、車両の新車登録日から６か月以内）に設置工事を完了すること（ただし、利用者の責めによらない事情がある場合を除きます。）。

第6条　（注意事項）

本サービスのご利用にあたり、利用者は次の各号にご留意いただくものとします。

(1) 対象期間及び支援内容は、予告なく変更される場合があります。
(2) 充電器の設置に伴い、電力契約の見直しが必要となる場合があります。
(3) 充電器の設置後に対象車種の購入又はリースの申込みをキャンセルされた場合、充電器本体及び基本工事部分に係る費用は全額利用者のご負担となります。
(4) 設置工事を行う会社は、当社指定会社以外を選択することはできません。
(5) お住まいの状況によっては、充電器の設置が困難で本サービスをご利用いただけない場合があります。

(6) 2025 年 12 月 23 日以前に発売された対象車種については、充電器本体と設置工事を合わせての提供となり、充電器本体のみの提供は行いません。2025 年 12 月 24 日以降に発売された対象車種について、当社指定会社以外に設置工事を依頼する場合は充電器本体のみの提供となり、当該設置工事に係る費用は利用者のご負担となります。

(7) 設置工事の申込期間は、対象車種を契約した時から納車されるまでとします。申込期間を経過した場合、本サービスはご利用いただけません。

第7条　（本規約の変更）

本規約の変更については、LEP 利用規約第 8 条の定めに従うものとします。

2026 年 11 月 26 日 制定